

「住まいのバリアフリー改造について」

(H28. 9. 1)

1. バリアフリーについて

・バリアフリーとは・・・

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【参考資料：障害者基本計画（H14. 12. 24 閣議決定）】



障がい者や高齢者等その方によって障壁（バリア）となるものが異なる為、住まいのバリアフリー工事をおこなう際は、障壁を除去する（バリアフリー）方法もその方に合わせて検討する必要がある。

2. 日本の住宅について・・・

日本の住宅というのは、柔らかな畳があり、木の温もりがあるなど高齢者等にやさしいと思われる反面、実は不自由な点が数多く存在しています。

日本の住宅の問題点

- ①段差が多い（玄関の上がり框、浴室、廊下と居室間など）
- ②幅員が狭い（廊下、階段、扉の開口、便所など）
- ③和式（座式）の生活様式（床からの立ち座り動作等の負担が大きい）

こうした点は、障がい者や高齢者等の行動を制約する障壁（バリア）となり、時には家庭内事故を誘発する一因にもなっています。



住宅改修・改造等住環境整備をおこなうことで、障壁を除去（バリアフリー）し、自宅で安全に生活できるようにするとともに、生活動作の自立の促進、介護負担の軽減、地域社会への参加等を図ることを目的としています。

【参考】各種制度（それぞれ要件がある為、事前に要確認）

※事前申請

- I. 介護保険住宅改修（別紙添付書類一黄）
- II. 介護保険福祉用具貸与・購入（別紙添付書類一青）
- III. 福岡市住宅改造助成事業
 - ①福岡市高齢者住宅改造助成事業（別紙添付書類一ピンク）
 - ②福岡市障がい者住宅改造助成事業（別紙添付書類一緑）
- IV. 福岡市障がい児・者 日常生活支援用具給付事業

[手すりについて]

- ・ 玄関上り框の昇降 ・ 廊下の移動 ・ 階段の昇降
- ・ 浴槽への出入り ・ 便器の立ち座り ・ 玄関から道路までのアプローチ

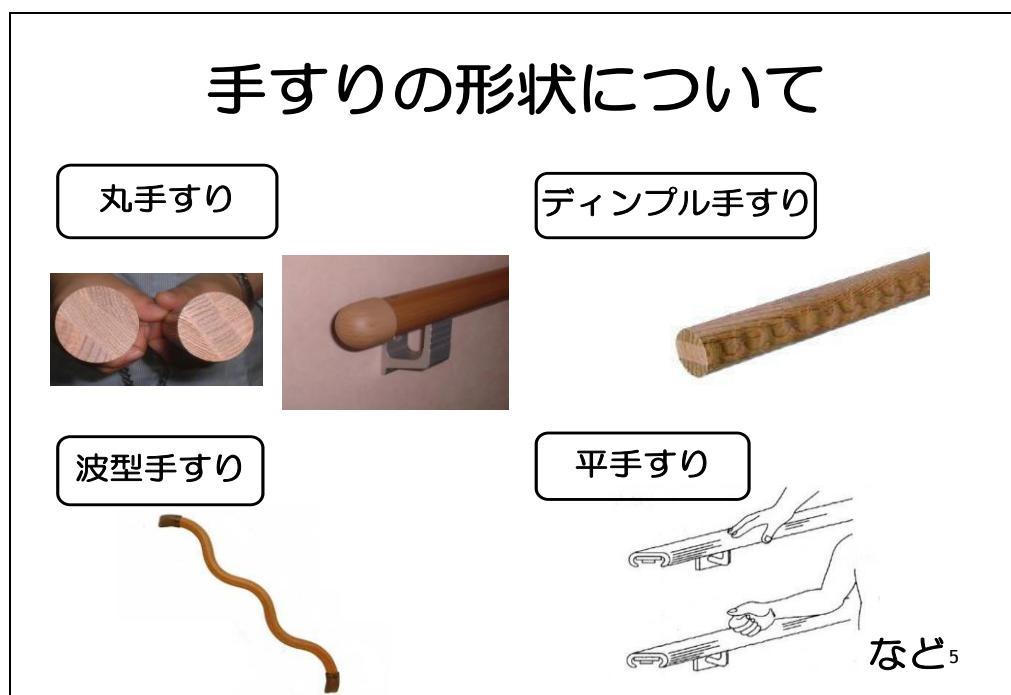
などに、転倒予防もしくは移動や移乗を安全に行えるようにするために取り付けます。取り付ける場所、使用する方の体格、身体状況に応じて材質形状は様々です。

◎**手すりの太さ**：一般的に直径 32 mm～40 mmが使用されることが多い。一般的に廊下など手を滑らせて移動する場合は 35 mm前後、浴室や便所等立ち座り時などでしっかり握る必要がある箇所は 32 mm前後が多い。

※但し、その方によって握りやすい太さが異なる為、実際に握ってみて一番握りやすい太さにすることをお勧めします。

◎手すりの形状：

丸手すり、平手すり（手のひら、肘等で支持する）、**波型手すり**（階段等で使用されることが多い）、**ディンプル**（凹凸）手すり（握りやすく滑りにくい）など。



◎**手すりの材質**：木製・・・利点～木のぬくもりがある。

難点～水場には適さない。

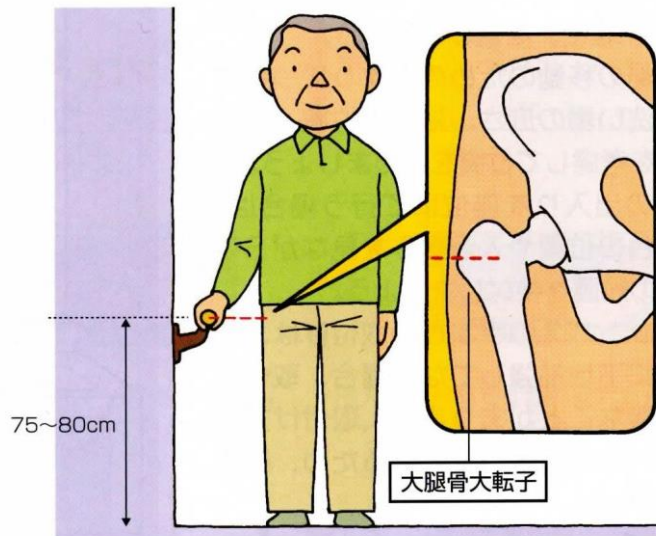
ステンレス製・・・利点～加工性が良く、強度が強い。

難点～周囲の温度に左右されやすい。濡れると滑りやすい。

樹脂製・・・利点～周囲の温度に左右されにくい。

難点～変色する可能性がある

手すりの高さ



[段差の解消]

廊下と居室、脱衣室と浴室等の床段差、玄関の上り框、玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜などを解消し、移動を容易で安全に行えるようにする工事です。

※その方の身体状況によっては、スロープの移動が困難な場合があります。(例：パーキンソン病、リウマチ等で足首の関節に拘縮がある方など)。

- ・ 踏み台の設置－手すりも合わせて検討。
- ・ 敷居の撤去 - 扉の下に隙間が出来る為、注意が必要。
- ・ スロープの設置 - ミニスロープの場合は、側面も斜めに隅切りする。長さも注意。屋外等のスロープ工事の場合は、その方の移動方法や家屋状況等を考慮した上で、スロープの勾配について検討が必要。工事前にその勾配が移動可能かどうか確認することをお勧めします。

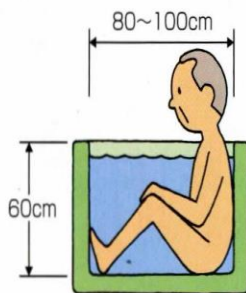
スロープの勾配について

- ・ 『建築基準法』・・・ **1/8を超えないこと。**
- ・ 『バリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）』
・・・ **1/12以下**
- ・ 『福岡市福祉のまちづくり条例』・・・ **1/12以下**

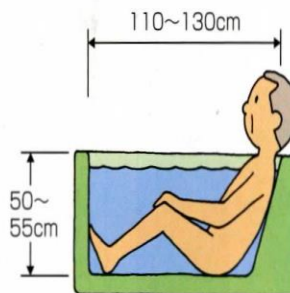
・ 浴槽交換

<浴槽の種類>

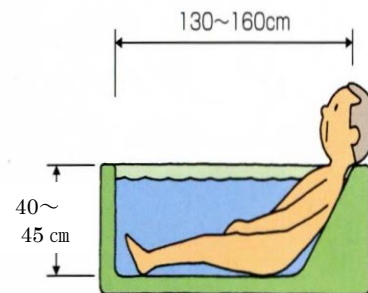
●和式



●和洋折衷式



●洋式

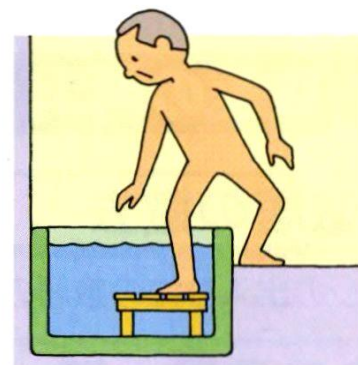


- ・ 和式：浴槽が深い為肩まで浸かることが出来るが、またぎ動作はしにくい。また浴槽内が狭くて足が伸ばせない為、浴槽内での姿勢が窮屈となる。
- ・ 和洋折衷式：和式浴槽に比べ浅い為またぎ動作がしやすく、背凭れが多少傾斜している為膝を少し曲げれば肩まで浸かることも出来る。また一般的に足のつま先を浴槽面に当てる事が出来る為、浴槽内での姿勢が安定しやすい。
- ・ 洋式：浴槽が浅い為またぎ動作が容易におこなえ、長さがあるので膝関節を伸ばした状態で入浴することが出来る。その反面、背凭れの傾斜角度が大きい為、身体に障がいがある方等は、浴槽内での姿勢が安定しにくく、起き上がり、立ち上がり動作もしにくい。

※一般的に足のつま先が浴槽面についていることが重要で、特に高齢者や障がいがある方には和洋折衷式浴槽を使用することが多い。

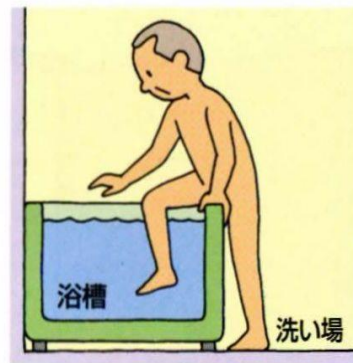
<洗い場と浴槽の段差例>

1. 埋め込み浴槽（断面）



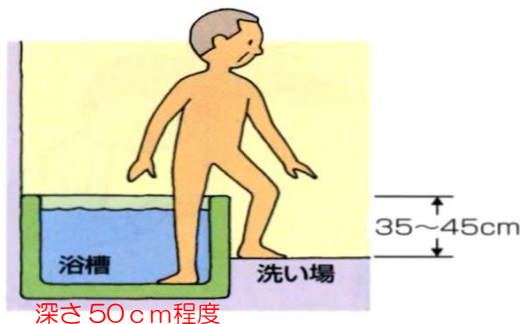
洗い場と浴槽の底の段差が大きいほど出入りしにくくなる。

2. 据え置き浴槽（断面）



据え置き浴槽の場合、縁の高さが高いと出入りしにくくなる。
(踏み台を利用したりすると入りやすくなる)

3. 一般的に出入りがしやすいとされている浴槽断面



浴槽の取替えをする場合は、一般的に浴槽の深さは 50 cm程度のものを使用し、洗い場床からの浴槽縁の高さは 40 cm程度にすることが多い（ユニットバスのほとんどがこの程度の寸法になっています）。この程度の寸法であれば、立って浴槽をまたぐのが困難になった場合に、右上図のようにイス等を利用し腰掛けて浴槽をまたぐことも可能になる場合があります。

ユニットバスへ取替える際は、ショールームにて入浴動作等を確認することをお勧めします。

[滑りの防止及び移動の円滑化等のための床 または通路面の材料の変更]

畳からフローリングやビニル系床材への変更、浴室や通路面においては滑りにくい床材へ変更することで、つまづきや滑りによる転倒を防いだり、車椅子等での移動を容易におこなえるようにします。

[引き戸等への扉の取替え]

開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等に取り替え、扉の撤去、戸車の設置、レバーハンドル等へのドアノブの変更等を行うことで、扉の開閉動作を安全におこなえるようにします。また開口を大きく取することで、介助などを容易にします。

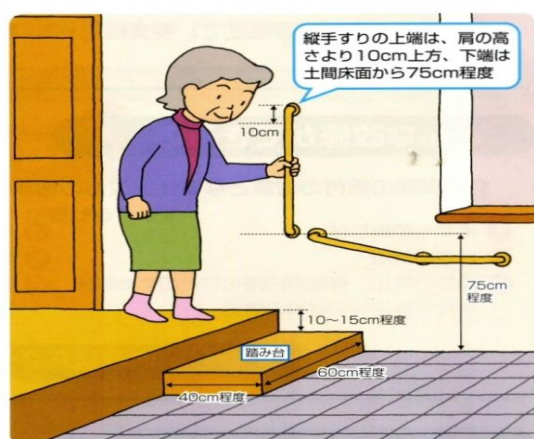
[洋式便器等への取替え]

腰や膝に痛みがある方や足の力が弱くなっている方にとって、和便器での立ち座り動作は非常に困難です。その場合は、洋式便器に取り替えることによって動作が楽になります。また便器の高さや手すりの位置等の検討も必要となります。 Etc…

[まとめ]

※住まいのバリアフリー改造をおこなう際は、その方の身体状況や住居形態（持家、賃貸、戸建て、マンション等）、予算等を考慮し、その方に合ったバリアフリー工事になるよう十分に検討をしましょう。

【参考資料】 玄関と便所の一般的な手すりの取付位置について



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

講座テキストの無断転載・無断コピー、二次使用は禁止いたします。

住宅を改修される方へ

介護保険の要介護認定・要支援認定を受けた人が、お住まいの住宅を改修した場合には、申請により改修費用（消費税を含み、原則1住宅につき20万円まで）の9割または8割が保険から給付されます。

★住宅改修をされる場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談の上、必ず工事着工前に申請して下さい。

対象となる住宅改修

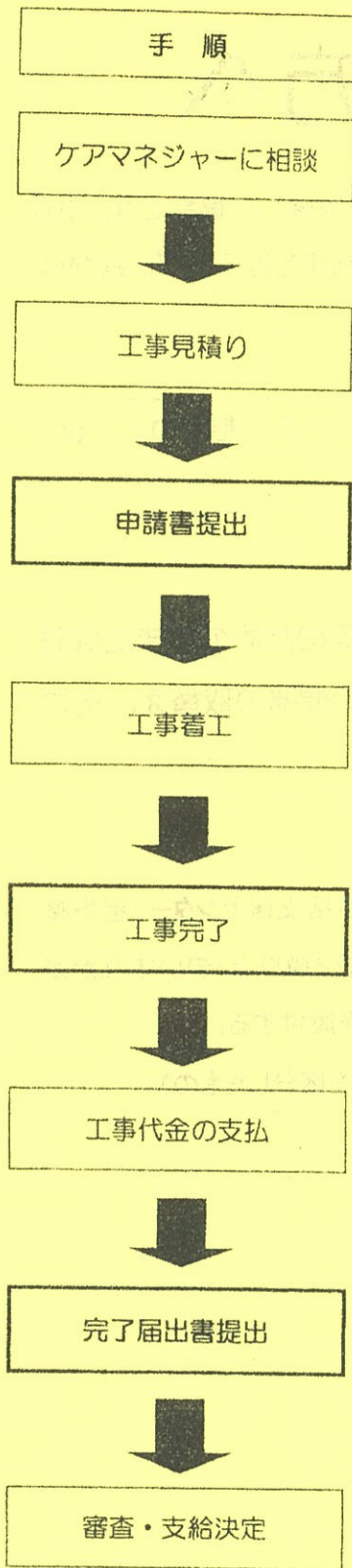
手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

事前の申請に必要なもの

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）・いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）担当職員・作業療法士・理学療法士・福祉住環境コーディネーター（検定試験2級以上）のいずれかが作成した、住宅改修が必要な理由書（それぞれ資格を証明するものを添付する）
- 見積書（工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を区分したもの）
- 住宅改修の箇所ごとの改修前の写真（撮影日が入ったもの）
- 住宅改修の工事箇所や概要がわかる図面
- 住宅の所有者が本人でない場合は、所有者の承諾書
- 申請書提出が本人でない場合は、同意書
- 印鑑（認印可、シャチハタ不可）
- 支給申請書（区の福祉・介護保険課の窓口に設置）

完了届出に必要なもの

- 領収証（宛名は被保険者本人）
- 工事内訳書（工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を区分したもの）
- 住宅改修の箇所ごとの改修後の写真（撮影日が入ったもの）
- 住宅改修の工事箇所や概要がわかる図面
- 給付金の振込口座通帳の写し
- 印鑑（認印可、シャチハタ不可）
- 完了届出書（支給申請書提出時に配付）



説明

- ① 必ず担当のケアマネジャー等と相談して改修内容を決めます。(ケアマネジャー等の作成する住宅改修が必要な理由書が必要です。)
- ② 住宅の所有者が本人でない場合は、所有者の承諾が必要です。(所有者が配偶者・家族の場合は不要、ただし賃貸契約がある場合は必要です。)
- ③ 施工業者に見積りを依頼します。(複数の施工業者に見積り依頼し、比較・検討後、一社に決定することをお勧めします。)
- ④ 住宅改修予定箇所の写真を撮ってください。(撮影日入り)
- ⑤ 施工業者を決定し、お住まいの区の福祉・介護保険課に申請をします。
提出書類をチェックし、住宅改修の内容や受給資格を確認します。書類確認後、申請書を受理し、控えをお渡しします。
- ⑥ 住宅改修の工事着工をします。
※⑤の申請書提出後、工事内容など変更があった場合は、速やかに申請書を再提出して下さい。
- ⑦ 工事完了後に写真を撮ってください。(撮影日入り)
- ⑧ 工事代金を支払い、施工業者から領収書と工事内訳書を受け取ってください。
- ⑨ お住まいの区の福祉・介護保険課に、住宅改修の完了届出書を提出します。
- ⑩ 工事内容を審査し、住宅改修費支給額を決定します。給付額が決定すると、ご本人に通知します。



(申請手続きの場所・お問い合わせ先)

お住まいの区の保健福祉センター 福祉・介護保険課へ

東 区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話645-1069
博多区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話419-1081
中央区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話718-1102
南 区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話559-5125
城南区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話833-4105
早良区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話833-4355
西 区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話895-7066

☆☆☆ 福祉用具を購入される方へ ☆☆☆

介護保険の要介護認定・要支援認定を受けた人が、特定（介護予防）福祉用具販売事業者から福祉用具を購入した場合には、申請により購入費用（消費税を含み、年間10万円まで）の9割または8割が保険から給付されます。

★福祉用具を購入される場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談して下さい。

対象となる福祉用具

裏面記載の福祉用具

※ この他にレンタルで利用できるものがあります。

申請に必要なもの

- 領収証
- パンフレット（福祉用具の概要を記載した書類）
- 印鑑（認印可、シャチハタ不可）
- 申請書（区の福祉・介護保険課の窓口に設置）
- 同意書（申請書提出が本人でない場合に必要）

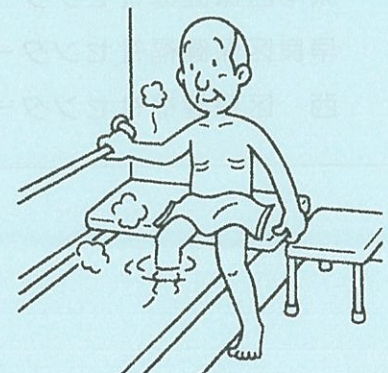
申請手続きの場所・お問い合わせ先

お住まいの区の 保健福祉センター福祉・介護保険課へ

東 区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話645-1069
博多区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話419-1081
中央区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話718-1102
南 区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話559-5125
城南区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話833-4105
早良区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話833-4355
西 区保健福祉センター福祉・介護保険課	電話895-7066

対象となる福祉用具

- **腰掛便座（次のいずれかに該当するものに限る）**
 - ・ 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）
 - ・ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
 - ・ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
 - ・ 便座，バケツ等からなり，移動可能である便器（水洗機能を有するものを含み，居室において利用可能であるものに限る。）ただし，設置に要する費用については給付対象外
- **自動排泄処理装置の交換可能部品**
 - ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって，居宅介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。（ただし，専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く）
- **入浴補助用具**
 - ・ 座位の保持，浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
 - ・ 入浴用いす
 - ・ 浴槽用手すり
 - ・ 浴槽内いす
 - ・ 入浴台（浴槽の縁にかけて，浴槽への出入りを容易にすることができるもの）
 - ・ 浴室内すのこ
 - ・ 浴槽内すのこ
 - ・ 入浴用介助ベルト
- **簡易浴槽**
 - ・ 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって，取水又は排水のために工事を伴わないもの
- **移動用リフトのつり具の部分**



福岡市高齢者住宅改造助成事業について

利用できる方

次のすべてに該当する方、または、その方の属する世帯の生計中心者

- 福岡市内に居住する65歳以上の高齢者であること
- 介護保険の要介護認定において、要支援1、2または要介護1から5の認定を受けていること
- 介護保険の第1号被保険者保険料の所得段階が第1段階～第8段階であること

助成の対象となる住宅改造

○高齢者の自立が助長され、または介護を行う方の負担が軽減される改造

※介護保険住宅改修の給付対象となる工事については、助成対象ではありません。

ただし、段差解消目的の浴槽取り替え、屋外通路整備、屋外手すり（裏面の表*印）についてのみ対象となります。

事前申請に必要なもの

- 印鑑（認印可）
- 介護保険被保険者証
- 申請書及び見積書様式（各区役所又は住宅改造相談センターに用意しています）
- 承諾書（借家、公営住宅等の場合）



※ 注意点

住宅改造助成を受けるには、事前申請が必要です。工事着工前に、必ずお住まいの区の福祉・介護保険課に申請をしてください。

助成額

○助成額 ①と②を比較して低い方の額に、下表の助成率を乗じた額が助成額です。

①改造に要した額

②助成基準額

○助成基準額（助成上限額）：30万円

（※段差解消目的の浴槽取り替え、屋外通路整備、屋外手すり（裏面の表*印）についての助成上限額は、上記30万円のうちの10万円までです。）

○助成の額は、所得により異なります。

利用者の所得段階（介護保険料段階）		助成率
第1段階	【A】：生活保護受給者、 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者など	100%
	【B】：第1段階のうち【A】以外	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税	
第4・5段階	本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で所得200万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で所得200万円以上300万円未満	10%

※第1段階の【A】、【B】は独自の区分となります。

世帯区分	助成率
生活保護世帯等及び世帯員全員の市民税所得割額の合計が3万3千円未満の世帯	100%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が3万3千円以上16万円未満の世帯	75%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が16万円以上23万5千円未満の世帯	50%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が23万5千円以上46万円未満の世帯	25%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が46万円以上の世帯	助成なし

〈住宅改造助成制度の対象となる改造例〉

○障がい者手帳1・2級の方の場合、障がい者の自立が助長され、または介護を行う方の負担が軽減される改造が対象となります。

対象となる改造は、介護保険の住宅改修で認められている内容(手すりの取り付け/段差の解消/滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更/引き戸などへの扉の取替え/洋式便器などへの便器の取替え等)のほか、介護保険の住宅改修の対象外である下記のような工事です。

	内 容 例
玄関	段差解消リフト
廊下	拡幅
居室	間仕切りの変更・撤去、扉の新設
階段	階段昇降機(リフト)
浴室	浴室の拡張(介護者が入れない場合等)
便所	温水洗浄便座(排泄処理不可能な場合のみ)
洗面所	車いす対応洗面台
台所	踏み台の設置
屋外	段差解消リフト
その他	水栓の変更

※調査の上、身体状況に応じて必要な工事が対象となります。

※介護保険の対象者については、介護保険からの給付が優先されます。

○障がい者手帳3級の方は、介護保険の給付対象となる工事が助成対象となります。

申請手続きの場所・お問い合わせ先

お住まいの区の区役所福祉・介護保険課または住宅改造相談センターへ

東 区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 645-1067
博多区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 419-1079
中央区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 718-1100
南 区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 559-5121
城南区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 833-4102
早良区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 833-4353
西 区役所 福祉・介護保険課	障がい者福祉係	電話: 895-7064
住宅改造相談センター (住所: 中央区荒戸3丁目3-39)		電話: 731-3511



お知らせ

福岡市 住宅改造相談センター

お気軽にご相談ください！

福岡市住宅改造相談センターでは、建築士や介護福祉士等の資格を持った相談員が、「介護保険住宅改修制度」、「福岡市障がい者高齢者住宅改造助成制度」などについてのご相談や、高齢者・障がい者の方や、介護を行う方に合わせたお住まいの改修・改良プランのご相談をお受けしております。

住宅改修・
住宅改造の制度が
よく分からない…



退院が近いけど、
今の家に帰って
生活できるかな～



こんな事でお困りではありませんか？

浴槽の出入りが
大変になってきた！



車いすで
家から出たい！！



手すりって
どんな所に
付けたらいい？



まずはご相談を！！

電話番号 092-731-3511

F A X 092-731-5361

相談時間 10:00～17:00 (月曜日～金曜日)

※土日、祝日及び年末年始 (12月28日～1月3日)

及び、毎月第3火曜日は休み (ただし、第3火曜日が祝日の場合は翌日)



交通のご案内

※ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

● 福岡市地下鉄

「唐人町」駅(4番出口)から徒歩約7分

「大濠公園」駅(1番出口)から徒歩約10分

● 西鉄バス

「黒門」バス停から徒歩約5分

「福大若葉高校前」バス停からすぐ

福岡市住宅改造相談センター

福岡市中央区荒戸3丁目3-39

福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 092-731-3511

FAX 092-731-5361